平成２８年（フ）第８２４号
横浜市南区井土ケ谷上町20番４―212号
債務者　鈴木　秀子（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９５２号
横浜市磯子区岡村３丁目４番９号　メゾン古泉201号
債務者　池田　正和（旧姓平尾）
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９５４号
横浜市中区根岸町２丁目85番地５　ハートビートベース横濱根岸334号室
債務者　薄井惠美子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４１号
東京都府中市宮西町３丁目15番地の15サンケンパレス府中宮西５―302
債務者　三嶋　泳子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２３９号
東京都青梅市新町３丁目６番地の６カミールシモダ302
債務者　高橋　大輔
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４５５号
東京都日野市神明２丁目５番地の32コーポほづみ203
債務者　太田ゆりか（旧姓薗）
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３１号
栃木県小山市大字犬塚50番地326
債務者　阿部田　進
1　決定年月日時　平成28年５月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月９日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第９０４号
横浜市金沢区六浦東１丁目25番１―21号
債務者　片桐　治夫
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４５４号
東京都青梅市長淵４丁目224番地ヴェルクレール201
債務者　久保　和恵
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第４５９号
東京都日野市大坂上２丁目21番地の14メゾン西川201
債務者　鬼島　京子
1　決定年月日時　平成28年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月25日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第５４０号
千葉市緑区おゆみ野中央３丁目22番地10
破産者　株式会社明友旅行
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第５４１号
千葉県香取郡多古町大門167番地14（シティハイツ101）、開始決定時の住所千葉市稲毛区稲毛東５丁目16番18号
破産者　海保　氏匡
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第７９４号
千葉県佐倉市井野1084番地18
破産者　中村　大輔
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２１号
千葉県八千代市大和田78番地の14
破産者　有限会社清武土木
1　決定年月日　平成28年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３号
千葉県市川市関ケ島１番17―403号　（ローヤル・ビュー）
破産者　落合　　司
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７０号
千葉県浦安市北栄４丁目17番34―503号　パークハイム北栄
破産者　酒井　康行
1　決定年月日　平成28年５月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１５２４号
東京都立川市一番町４丁目５番地の11
破産者　有限会社竹内工業
1　決定年月日　平成28年５月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係